

船橋市 ねこの飼育・管理に関する ガイドライン



人と動物がなかよく共生できるまちづくりをめざして



目 次

1 はじめに	1
2 目的	1
3 基本的な考え方	2
4 定義	2
(1) 飼い猫	
(2) 飼い主のいない猫	
5 猫の本能・習性	2
(1) 繁殖	
(2) 夜行性	
(3) 鳴き声	
(4) 爪とぎ	
(5) マーキング	
(6) 排せつ	
(7) 行動範囲	
(8) その他	
6 飼い主の責務と飼い猫の適正飼養	3
(1) 飼い主の責務	
(2) 飼い猫の適正飼養	
7 飼い主のいない猫対策（地域猫活動について）	6
(1) それぞれの役割	
(2) 活動の実際	
【巻末資料】	
動物の愛護及び管理に関する法律（一部抜粋）	10
船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（一部抜粋）	10
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（一部抜粋）	12





船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン

～人と動物がなかよく共生できるまちづくりをめざして～

1 はじめに



猫を好きな人たちが、地域で徘徊している飼い主のいない猫を見つけ、餌を与えたいと思う気持ちは少しも変なことではなく、むしろその優しい気持ちは大切にしたいものです。

しかし、餌だけを与えるということが本当の動物愛護なのでしょうか。

飼い猫や飼い主のいない猫が地域を徘徊することにより、猫同士が無秩序に繁殖を繰り返して数が増え、そのために糞尿や悪臭による被害が増加しているのは、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する人間の無責任さが主な要因であると考えられます。

そのせいで、もともと猫が嫌いだった人や猫が増えることで様々な被害を受け、猫が嫌いになった人たちと、猫に餌を与えているだけの人たちとの間で、地域問題へと発展していることも事実です。

猫に関するトラブルについては、犬と比べ、捕獲、登録等の法的規制がないために、根本的解決方法がなく、多くの自治体でその対応に苦慮しています。

迷惑となっているのら猫を捕まえ、殺処分して数を減らすことは、一見有効な対策のように思えますが、動物愛護の精神に反するおそれがあるだけではなく、誰にとっても、気持ちのよい解決策とは言えないと思います。

このガイドラインは、猫が好きな人も、嫌いな人も、今まで猫の問題について関心がなかった人も含めて、その地域で暮らす皆さんが、猫により引き起こされている問題に向き合い、自分達が住むまちの問題として考えていただくとともに、民間団体や行政と適切に連携協働して、これらの問題解決の主体となることで、地域におけるコミュニケーションの活性化の一助となることを願い作成しました。

2 目的



本ガイドラインでは、飼い主の責務・飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫に係わる際





の遵守事項などを明確にすることによって、適正飼育や動物愛護への理解を深めていただき、人と猫がなかよく共生できるまちづくりを進めることを目的とします。

3 基本的な考え方



市では、これら猫を原因とする問題に対して、安易に猫を殺処分するというかたちではなく、「動物が命あるものであることをかんがみ、みだりに動物を殺傷しない」という動物愛護管理法の基本原則に則り、当面の間の対策として、飼い猫や地域で生息するこれらの猫達の適切な管理の一手段として、不妊手術を推進し、猫の数をコントロールしながら、現在無秩序に屋外で生活している猫を、飼い主、世話をする人、地域住民等が適切な飼育管理を行うことで、猫の飼育に伴う近隣への迷惑などの問題を減少させるとともに、飼い猫は完全屋内飼い、飼い主のいない猫は地域猫へと移行させ、「人と猫の共生」の実現を目指します。

4 定義



このガイドラインで使用する言葉の定義づけは以下のとおりです。

(1) 飼い猫

飼い主（所有者・占有者）が適切に管理している猫をいう。

(2) 飼い主のいない猫

① のら猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、誰にも管理されていない猫をいう。

② 地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールの下で適切に管理されている猫をいう。



5 猫の本能・習性



(1) 繁殖

- ① メスは生後6ヶ月程度で繁殖能力を備えます。年に2～4回妊娠し、1回に4～8匹出産します。交尾によりほぼ100%妊娠し、妊娠期間は約2ヶ月です。
- ② オスは生後6ヶ月程度で生殖能力を備えます。通常メスの発情に誘われて発情しま





す。

(2) 夜行性

活動は夜間活発になります。昼間は寝ていることが多いようです。

(3) 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

(4) 爪とぎ

気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られます。



(5) マーキング

自分の匂いを残すことで自分の存在を他の猫に示すために、尿スプレー・顔や体の擦り付けなどを行います。メスでもする場合があります。

(6) 排せつ

乾いたやわらかい土や砂地を好む傾向があります。ただし、市に寄せられる情報の中では、アスファルトの上でも糞をすることがあるようです。

(7) 行動範囲

猫の行動範囲は半径50～500m位といわれていますが、ホームエリア（自分だけの場所）とハンティングエリア（共有の場所）を決めています。条件がそろえば10倍近い範囲で行動する猫もいます。エサや猫の数で、行動範囲も変わります。

(8) その他

繊細なところがあるため、急な環境の変化を嫌います。

6 飼い主の責務と飼い猫の適正飼養



(1) 飼い主の責務

① 法令などの遵守事項

ア 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任を持って飼うこと。

イ 危害や迷惑の発生を防止すること。

ウ むやみに繁殖させないこと。





エ 動物による感染症の知識を持つこと。

オ 所有者を明らかにすること。

以上が飼い主の遵守事項として、以下の法令、規則などで謳われています。

必ず守って下さい。

- 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）
第 7 条 動物の所有者又は占有者の責務等
- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 14 年 12 月 27 日条例第 54 号）
第 5 条 飼い主の責務
第 6 条 飼い主の遵守事項
- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）
第 1 一般原則 終生飼育・飼養など
第 3 共通基準 生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限
第 5 猫の飼養及び保管に関する基準

※ その他、地域や飼い主の住居で定められた規則などについても守ってください。

② 罰則規定：飼い主であるか否かは問わず、適用されます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者は、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する。

愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100 万円以下の罰金に処する。

愛護動物を遺棄した者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）
第 44 条 愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則

※ 法令の条文については、巻末資料をご覧ください。

(2) 飼い猫の適正飼養

① 完全屋内飼育

ア 飼い猫は、環境を整えれば屋内だけで充分飼育ができます。猫は急な環境の変化を嫌う





のであって、小さい頃から屋内で生活していれば
屋内でストレスを感じることはありません。

人から譲り受けた猫、飼い主のいない猫を飼い猫にする場合は、猫の遊びの空間
を確保する等環境を整え屋内飼育をして下さい。

イ 交通事故や失踪、感染症から猫を守るために、また近隣に住む猫が苦手な方、猫
アレルギーがある方などへの配慮としても屋内飼育を実践して下さい。

ウ トイレは、市販の猫用トイレに猫のトイレ用砂を入れたものを用意します。出来
れば猫の数＋１個用意して下さい。猫は汚れたトイレを嫌いますので、常に清潔に
して下さい。

エ 爪とぎは、猫の習性のひとつでやめさせることは出来ません。専用の爪とぎを用
意して下さい。

オ 猫は肉食動物なので、動物性たんぱく質の中に含まれる栄養素が必要です。食べ
やすく栄養バランスのとれたフードを与えるようにし、新鮮な水もたっぷり、いつ
でも飲めるように用意して下さい。

カ 猫の遊ぶ場所は犬のように広い必要はありません。狭いスペースでも上下運動が
出来るある程度の高さがある方が猫にとっては重要です。

キ 猫に関する苦情は、近隣トラブルの原因となる場合がありますので、屋内飼育を
実践して下さい。

② 繁殖制限

不妊去勢手術をしましょう。予期せぬ猫の
繁殖を防ぐことができますし、生殖器系の病気にかかりにくくなります。

詳しいことは、かかりつけの獣医師に相談して
下さい。



③ 身元表示

ア 迷い猫をなくすために、首輪や名札などを付け、必ず飼い主の身元を表示して下
さい。

身元表示に関する注意点は、猫の名前ではなく飼い主の名前と連絡先を明記する
ことです。





イ 屋内飼いだからと言わず、身元表示は普段から付けておいて下さい。なぜなら、災害発生時にも猫を探す有効な手段となるからです。

ウ マイクロチップを挿入することも有効な手段です。動物病院等に相談しましょう。

④ 終生飼育（捨てない）

猫を飼うことは、家族が増えることと同じです。家族の面倒を最期までみるのは飼い主の当然の責任です。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

⑤ 災害発生時

災害時においても飼育動物は飼い主の責任の下に飼育・管理をすること。家族である飼い猫のために最小限必要な餌、水、薬を日頃から準備しておいて下さい。

⑥ その他

ア 猫の習性、本能などを十分理解し、愛情を持って適正に飼育して下さい。

イ 屋内飼育だからと言わず、定期的ワクチン接種に努めましょう。病気のいくつかはワクチンの接種により予防できます。

ウ 動物由来感染症の知識修得に努め、適正に飼育して下さい。

エ 普段から健康管理について相談できる獣医師、かかりつけ動物病院を持って下さい。

オ 猫が死亡した場合は、死体の処理を適切に行って下さい。市の環境保全課では死体の引取りを行っています。詳細については、環境保全課（Tel047-436-2404）までお問い合わせ下さい。



7 飼い主のいない猫対策（地域猫活動について）

地域猫活動とは、地域に住み着く飼い主のいない猫をその地域に住む人などが、地域の合意の下に、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適切に管理していく活動のことです。

地域住民、町会・自治会等の地域、民間団体、行政が協働して取り組む活動です。





(1) それぞれの役割

① 活動実践グループ

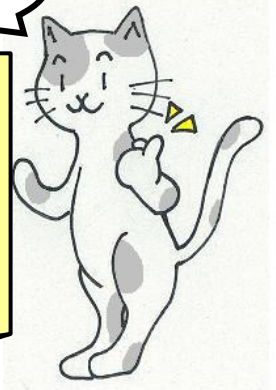
地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。(他の地域に住む人が実践者となることを否定するものではありません。) 地域猫活動に取り組む方は、個人では行わずできるだけグループに参加するなど集団で行って下さい。集団の中では、役割分担を決めて下さい。[エサの係、糞やごみの始末の係、(不妊去勢手術のための) 猫の捕獲係など]

チェック!

市では、地域猫活動支援として、飼い主のいない猫に不妊去勢手術をした場合、一部費用の助成を行います。
グループ名・代表者・活動地域などを市に登録しましょう(登録には審査があります。)

登録要件・方法などの詳細については、下記までお問い合わせください。

● 船橋市動物愛護指導センター 電話：047-435-3916



② 町会・自治会等の地域

地域猫活動実践グループが行う募金活動やバザーへの協力、エサ場の提供など、地域猫活動への理解及び支援。地域住民に対する地域猫活動の周知啓発。

③ 民間団体

地域猫活動のノウハウを有し、活動実践グループの相談相手とし市に登録した団体。活動実践グループの助言、協力、支援など。

④ 市

登録した活動実践グループへの不妊去勢手術費の一部補助、住民や関係者の理解を得るための連絡調整、民間団体と連携したノウハウの提供、活動実践グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、苦情対応、適正飼育の指導など。

(2) 活動の実際

① 地域の合意

地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意の下に活動に取り組んで下さい。地域で話し合いを行う際は、町会・自治会等、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方にも参加を呼びかけて下さい。





▽字カット
手術済か否か
の目印です。



② 対象となる猫の把握

地域猫活動をする際は、地域で管理する猫（地域猫）の個体数を把握して下さい。

写真を撮るなどすると把握しやすくなります。

地域全体で猫の個体把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づくことができ、繁殖制限を受けていない猫への対処が早くなります。

また、個体把握により、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

③ エサやり

ア エサは与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えましょう。水も一緒に与えましょう。また、食べ残しはすぐに片付けましょう。置きエサは、やめて下さい。

イ エサを与える場所は、その地域に住む人の状況を考慮して複数設定しましょう。

④ 猫用トイレの設置、清掃

エサ場周辺で、地域の合意が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置します。砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。猫が好むトイレの材質（土、砂など）は、猫によって異なります。糞を排泄されている場所の材質を把握し、猫用トイレに活用しましょう。

他人の土地に排泄された糞についても、活動実践グループに連絡があった場合は、快く対応するなどして、周辺住民との良好な関係を築くようにしましょう。





⑤ 繁殖制限

繁殖制限により飼い主のいない猫が増えることを防ぎます。地域猫活動は飼い主のいない猫を将来的にゼロにする活動です。

必ず、不妊去勢手術を行って下さい。地域猫活動に不可欠なルールです。繁殖制限により、発情期のケンカや独特な鳴き声がなくなります。また、尿の臭いの軽減が期待できます。

⑥ その他・被害防止軽減対策

ア 活動地域における捨て猫等を防止するため、地域住民でパトロールを行いましょう。パトロールができない場合でも、地域全体で捨て猫等を許さない環境をつくるよう心がけましょう。

イ 庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐためにジュウタンや爪とぎ板になるものを用意するのも有効です。被害を受ける場所や猫が集まる場所など、猫に合わせて置く場所を選びましょう。猫が侵入しては困る場所については、猫の侵入防止などの対策を講じましょう（超音波機器、忌避剤の使用など）。

ウ 地域への影響を考え、地域猫の健康状態を確認しましょう。また、地域猫が死亡した場合は、死体の処理を適切に行ってください。市の環境保全課（Tel047-436-2404）では死体の引取りを行っています。

エ 可能な場合は、地域猫が最終的には飼い猫になるよう、地域全体で新たな飼い主を探しに努めましょう。

（平成23年4月1日から施行）





巻 末 資 料

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）一部抜粋
（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全





を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、200万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。

② 動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年12月27 日条例第54号）一部抜粋
（飼い主の責務）

第5条 飼い主（実質的に飼い主と同一視される者を含む。以下この条において同じ。）は、動物の習性、生理等を理解するとともに、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養をしなければならない。

2 飼い主は、動物について、終生にわたり飼養をするよう努めなければならない。ただし、当該動物について畜産業の用に供するために飼養をする場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受けさせる機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、当該繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況、健康状態等に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うこと。
- (3) 動物の種類、発育状態、習性等に適した施設を設けること。
- (4) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭又は動物から飛散する羽若しくは毛により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養すること。
- (5) 動物が道路、公園その他の公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷することのないよう飼養すること。
- (6) 施設の内外の清掃を定期的に行うとともに、動物の排せつ物その他の廃棄物を適正に処理すること。





(7) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、收容するよう努めること。

(8) その他動物が人の生命、身体又は財産に害を加えないように飼養をすること。

(犬又は猫の引取り等)

第 1 1 条 市長は、法第 3 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により犬又は猫の引取りを求められたときは、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又は猫を引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第 3 5 条第 2 項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第 3 6 条第 2 項の規定により犬、猫等の動物を收容したときは、その旨を 2 日間公示するものとする。

3 市長は、法第 3 5 条第 1 項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は飼い主が前項の公示期間の満了後 1 日以内に公示された動物を引き取らないときは、これらの動物について適正に飼養をすることができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該公示された動物にあつては、その期間内にやむを得ない理由により引き取ることができない飼い主が收容期間の延長について市長の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

(手数料)

第 1 4 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第 9 条第 1 項の規定により收容された野犬等、法第 3 5 条第 2 項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第 3 6 条第 2 項の規定により收容された犬、猫等の動物の返還を求める者

ア 返還に要する手数料 1 頭又は 1 匹につき 3, 7 2 0 円

イ 保管に要する手数料 1 頭又は 1 匹につき 1 日 5 8 0 円

(2) 第 1 1 条第 1 項の規定により犬又は猫の引取りを求める飼い主
引取りに要する手数料

ア 生後 9 1 日以上の子犬 1 頭又は猫 1 匹につき 2, 0 0 0 円

イ 生後 9 1 日未満の子犬 1 頭又は猫 1 匹につき 4 0 0 円

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。





③ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14 年5月28日環境省告示第37号）

一部抜粋

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないように適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を





除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあつては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。



本ガイドラインの策定に当たっては、「船橋市ねこ飼育・管理に関するガイドライン検討会」で検討いたしました。

○船橋市ねこ飼育・管理に関するガイドライン検討会委員名簿（所属は当時のもの）

氏 名	所 属
石田 輝子	公益財団法人 千葉県動物保護管理協会
上野原 拓史	船橋市企画部市民協働課
切替 輝美	船橋ペットマナースクール代表 千葉県動物愛護推進員
駒田 房江	公益社団法人 日本愛玩動物協会千葉県支部長
清水 真由美	ふなばし地域ねこ活動代表 千葉県動物愛護推進員
難波 香織	船橋市飯山満町会環境衛生部長
水田 勲	千葉県健康福祉部衛生指導課生活衛生推進室長
安並 圭子	千葉県動物愛護推進員
吉澤 聡	公益社団法人 千葉県獣医師会 前京葉支部長
吉田 千枝	千葉県動物愛護推進員

（５０音順、敬称略）

発行元

○船橋市保健所衛生指導課

〒273-0864 船橋市北本町１－１６－５５

電話 ０４７－４０９－２５９８

○船橋市動物愛護指導センター

〒273-0016 船橋市潮見町３２－２

電話 ０４７－４３５－３９１６

